

大学院大学至善館 大学運営に関する方針

2023年5月30日制定

大学院大学至善館は、全人格経営リーダーの育成と、豊穡で安寧な人類社会の実現に取り組むという本学の理念（建学の精神、ミッション、パーパス）、目的、並びに、それに基づく中長期の計画の実現に向け、大学運営に関する方針を定める。

1. 教学組織としての大学の運営方針と体制

- 学長のリーダーシップのもと、教育研究活動を推進する
- 学長のリーダーシップの発揮を支援するため、適切な組織及び職を整備し、役割と責任、権限を明確に定めるとともに、適切な任免を行う
- 教育研究活動に関わる重要な意思決定にあたっては、各種会議体等を通して議論を行い、学内構成員の意見をその参考とする
- 意思決定及び権限の執行は、関係法令、学校法人の諸規程、並びに学内諸規程に基づいて行う
- 内部質保証及び監査の体制を学内に整備し、大学運営の適切性を定期的に点検・評価するとともに、それらの結果を改善・向上につなげる

2. 大学運営を支える事務組織の整備・拡充

- 適切かつ効果的な教育研究活動を推進するため、事務組織を整備する
- 事務組織を十分に機能させるため、大学の教育研究活動の趣旨や目的並びに、それに伴う学生支援に深い理解を有し、専門的な知識及び技能を持った職員を育成及び配置する
- 職員が大学運営において主体的な役割を担い、積極的に企画立案能力を発揮できる環境を整備する
- 職員が教員と積極的に協働して大学運営にあたるよう促す
- 職員及び教員の大学運営に必要な資質の向上を図るために、組織的なスタッフ・ディベロップメント活動を行う

3. 大学と法人組織との連携

- 教育研究活動の推進のため、法人組織と適切な連携を図り、学校法人としての事業の持続性と発展性に配慮した大学運営を行う
- 教育研究活動の推進のため、法人組織と連携して、本学の理念（建学の精神、ミッション、パーパス）並びにその目的、大学の現状と課題の明確な把握に基づき、適切な事業計画及び予算の編成を行い、それに基づく大学運営を行う
- 法人組織との適切な連携のため、法人組織と、教学を担う大学の役割と責任の範囲を定める

以上